

令和3年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和3年11月19日（金）午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 岩崎千恵子，奥村三千代（家裁委員兼務），久留島群一（家裁委員兼務），小八重隆士，杉田晋一，竹中理比古（家裁委員兼務），福島恵子，福田英俊（家裁委員兼務），福地浩二，町元真也
 - （家裁委員） 小川浩昭，神田温子，高橋 博，松田幸子，矢野勇一
 - （列席者） 地家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，刑事次席書記官，家裁首席書記官，首席家裁調査官，家裁訟廷管理官，主任家裁調査官，宮崎簡裁庶務課長
 - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，▲：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）
 - (1) 新任委員紹介等
 - 新任委員 久留島群一委員
 - 同 福島恵子委員
 - 同 福地浩二委員
 - 同 芳司俊史委員 ※当日欠席
 - 同 町元真也委員
 - 同 矢野勇一委員
 - (2) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告
 - ア 前回地裁委員会テーマ「民事調停の利用促進について」（担当：宮崎簡裁庶務課長）
 - イ 前回家裁委員会テーマ「家事調停の充実について」（担当：主任家裁調査官）
 - ウ 前回家裁委員会テーマ「家事調停委員の給源確保について」（担当：家裁首席書記官）上記ア～ウについて，前回以後の取組について報告を行った。
 - (3) テーマ「宮崎地家裁における新型コロナウイルス感染症への対応」

裁判所から取組状況等について概要を説明（担当：家裁総務課長，刑事次席書記官，家裁訟廷管理官）
 - (4) 意見交換
 - 皆さんが所属している組織における対策等や裁判所の取組に対する意見を伺いたい。
 - ▲ 裁判期日等の延期や取消しをされたり，傍聴席の間隔を空けるために傍聴人数が限られるといった影響があったということだが，結果として裁判所の業務に感染症対策がどのような影響を及ぼしたのか，あるいは課題として現在受け止めていることがあるか教えていただきたい。
 - ◎ 刑事裁判についてであるが，昨年5月に初めての緊急事態宣言が出されたときは，対応策がよく分からない中で，特に急ぎでない事件はとりあえず期日を延期したため若干影響があった。その後は，対策をとり，今はほぼ影響なく通常どおり裁判運営ができています。また，当事者等への体調にも配慮し，例えば在宅の被告人に判決宣告期日を告知するときは，出頭義務について説明した上で「体調が悪い時には無理をせずに事前に連絡をくださ

い。」と伝えている。

◎ 家庭裁判所でも、昨年初めて緊急事態宣言が発令された時には、特に家事調停期日を取り消したが、ゴールデンウィークも重なり、影響はわずかであった。以後は、先ほど説明のあった電話会議を有効活用して期日を実施するようになったため、事件処理への影響は長く続かなかったという認識である。

□ 当庁において、民事事件でも、事件が進まなくて滞留したということは事件統計からは見受けられない。特に双方代理人がついている民事訴訟事件では、WEB会議で打合せができるようになり、期日が入りやすくなっていることも関係しているかもしれない。

◎ コロナ以前から裁判のIT化は進められていたが、コロナの影響もあり、民事裁判手続でWEB会議がさらに利用されるようになり、非常に良かったと思っている。また、従前から利用している電話会議も併せて利用しながら、裁判手続が進んでいて、民事裁判に関してはそれほど支障を感じなかった。

◎ 宮崎地家裁ではあまり支障はなかったが、感染者の多い地域の裁判所では、期日が次々に取り消され、かなり事件の進行が遅れた印象はあった。また、特に集団訴訟の場合には、傍聴人の人数制限で影響があったため、裁判所に対しパブリックビューイング的なことはできないのかといったことを話した記憶がある。

▲ 当社では、在宅勤務、テレワークを推進・推奨し、業種によってはテレワークを積極的に利用している。初めての緊急事態宣言の時には、感染防止対策の1つとして2班に分かれて別々の場所で仕事をする、スプリット勤務も行った。

研修等については、WEB会議を積極的に利用し、採用活動についても、県外の学生にはWEBでの採用面接を行っている。また、今も昼食時は黙食を徹底している。

更に、毎朝、職員にツールを利用した出勤時の検温結果や同居家族の発熱者の有無の報告を義務付けているほか7、8月には、ワクチンの職域接種を行った。

▲ 当社では、来客者に対して消毒と同時に検温を行っているが、裁判所では、来庁者に対する検温を実施しているか伺いたい。

また当社には、元々感染症のBCPもあったが、コロナはその想定を超えるもので、コロナに特化したBCPを昨年作成した。裁判所のBCP作成状況等を教えてもらいたい。

更に、当社では、グループ会社社員とその家族を対象にワクチンの職域接種を実施したが、ワクチン接種について、裁判所の対応を教えてもらいたい。

◇ 裁判所では、来庁者から体調不良等の申出があれば、検温を行っており、一律の検温は行っていない。裁判所の特殊性もあるが、訴えられて来庁された方もおり、来庁すること自体に不満を持っている方もいるため、来庁者への一律検温は難しいと考えている。また、先ほど説明した国際医療福祉大学和田教授監修の感染防止対策においても、一律検温は求められていない。

BCPについては、新型インフルエンザ流行時に全国の裁判所で作成し、昨年4月にコロナが感染拡大した際には、これを活用し体制を整えているが、コロナの影響を踏まえて、今後、見直しも含めた体制整備を検討していきたいと考えている。ワクチンの職域接種については、行っていない。

▲ 民間企業では入館時に検温をしたり、質問票への回答を求めることもあるが、不特定多数の人が来庁する裁判所のスクリーニングはどのようになっているのか伺いたい。

当社では、密を避けるために、構内の敷地にプレハブ事務所を設けたところであるが、職域接種も終え、感染拡大の状況も収まりつつあるため、12月に通常の職場に戻す予定である。

感染防止対策を行う上では、トップのメッセージが非常に重要であり、会同や会議等、いろいろな場面で伝えている。社員の安全を守るために、感染症に対する会社の考え方を、常日頃から強く何度も発信している。そのため、社員も自らを律し、消毒の徹底等、きちんとした感染防止対応をしていたと思う。

- ▲ ラジオ及びテレビの放送を継続して行うために、地震災害等に加えて、新型コロナウイルス用のBCPを作成している。コロナの場合は、濃厚接触者も自宅待機をしなければならないため、職員を班分けし、空き部屋を使い、分散勤務を徹底した。

また、入社率5割を目標にテレワークを推奨するため、GoogleのGSuiteのシステムを導入するなどし、オンラインミーティングや書類の書き込みのための設備投資をしている。

宮崎県の発表するレベルに応じて行動原則のレベルを設定し、一番厳しいときには宅急便等も一階の受付で全部対応し、社内に人を上げないことを徹底したほか、外部の方と30分以上面談をしたときは面談者リストを全員が作成し、誰と接触したか残す対応を行った。

- ▲ 農協では農畜産物の生産は止められないため、BCP対策を徹底して行った。その効果もあり、所属する団体からコロナの感染者は出ていない。

また、県外の来客や県外出張が非常に多い職種だが、一時期は県外出張を止めていた。しかし、業務上、全てをWEB会議等にできないため、県外出張した職員は、帰県後抗原検査を行っている。

裁判所における他県からの来庁者への対応を教えてもらいたい。

- ◎ 家事調停事件では電話会議を利用しているため、県外の方には出来るだけ電話会議をお願いしている。ただ、県外の当事者が裁判所で直接話したいと言われた場合には、普段の調停室とは別の広い部屋を確保して対応した。

- ▲ 当機関は、市民の方が多く利用されるために立ち入りを制限ができない部分があり、アクリル板や消毒の徹底などで対応している。

手当支給に関する手続では、従前、1日に200人程と面談していたが、コロナの感染が広がり始めた昨年度は、郵便による書面の届出に変更したものがある。ただ、書類の不備を修正するためのやりとりが多く、本年度は、マイナンバーカードを活用して、届出をオンラインで受け付ける仕組みを独自で構築したところ、1000人弱の方が、スマートフォンやパソコンを利用して届出ができています。今後、こういった取組を広げていきたい。

- ▲ 当社では、密を避けるため、同じ部署の人が同じフロアに固まらないように、部屋を分けて仕事を行った。そのために、いろいろな部屋を活用し対応した。

また、毎朝、始業前に共用部分の消毒をする時間を設け、その旨の自動の館内放送を流し、みんなで消毒している。定期的な換気タイムも設け、その旨の自動の館内放送も流して換気をしている。

出張については、可能な限りオンライン会議で対応している。どうしても現地に行かなくてはならず、県外出張する場合は、会社で病院の予約を取って、帰県後すぐに病院でPCR検査を受けてもらっている。プライベートで県外に行く場合や、家族が帰省してくる場合

も総務課に相談するように呼びかけ情報を共有して、必要に応じてテレワークをしてもらう等、体調管理や経過観察を徹底した。

- ◎ 緊急事態宣言時、政府は7割リモートとテレワークを推奨していたが、当庁の扱っている仕事がテレワークに馴染むものなのか、馴染むとして、テレワークのためのインフラがあるかといった問題がある。情報の外部流失を防ぐためにも資料等の持ち帰りができない、仮に自宅で仕事をするならば、データにアクセスするための閉鎖回線等を用意しなければならないところ、そのインフラもなく、今回のコロナ感染拡大という事態に直面し、当庁の職場がテレワークに対応しにくいものだと痛感している。

緊急事態宣言下では不要不急の外出を控えるため、緊急性の高いものとそうでないものを分け、緊急性の高くないものは事実上ストップする事態に陥り、仕事に支障が出ていた。

感染している可能性がある来庁者の対応では、外部入口近くの部屋を利用し、職員と動線が重ならないように工夫した。

- ◎ 当会では、国や県の緊急事態宣言のレベル等に合わせて、会員に対して、対応方法を毎回チェックしていた。また、会館の入口に検温の機械を設置した。会議室の利用についても、人数制限と飲食の禁止、定期的な換気を徹底し、誰が参加したのかを記録している。個々の事務所のことは把握していないが、出来るだけ当会のやり方を真似していたかと思う。

- ▲ 裁判所では毎日、換気と消毒作業を職員が行い、調停委員も調停の際には同じことをしていた。仕方なく来られる方や、心穏やかでない方に対し、注意喚起をしたり、話しかける際にはずいぶん配慮した。例えば、マスクが下がっているのも気にされずお話しされる方に、あまり気持ちを害さずに声をかけさせて頂くにはどうしたら良いかなど、大変だと感じたこともあった。

家事調停では一番感染者が多かった時には、宮崎市内の弁護士事務所でも電話会議を利用していた。電話会議は、本人確認や、他に人がいないか、車の運転中ではないか等をどのように確認していくかが今後の課題と考えるが、感染症対策としてはかなり有意義な方法と思っている。

- 様々な御意見、実情の紹介に感謝申し上げ、今後の参考にさせていただく。

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ、地裁委員会は「民事訴訟手続のIT化について」、家裁委員会は「少年事件における教育的措置について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：地裁委員会 令和4年5月27日（金）午後2時30分～午後4時
：家裁委員会 令和4年5月27日（金）午後3時30分～午後5時